

鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料におけるキャッシュレス決済導入業務仕様書

1 業務内容

- (1) 鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料のキャッシュレス決済サービス導入に必要な機器の対象施設窓口への設置及び設定登録業務(以下、「機器納入等」という。)
- (2) キャッシュレス決済を行った鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料の納付に関する事務(以下、「納付事務」という。)

2 委託期間

- (1) 機器納入等 契約締結の日から令和8年9月30日まで
 - (2) 納付事務 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- ※ 令和9年度以降の納付事務については、履行状況等踏まえた上で、協議することとする。

3 納付事務の対象となる収入

- (1) 対象となる利用料
施設利用料等
- (2) 令和6年度徴収金額実績（(1)の対象施設利用料等総額）
約9,583千円

<内訳>

- すこやか子育て交流館：3,573千円
- 南部親子つどいの広場：1,710千円
- 北部親子つどいの広場：1,516千円
- 西部親子つどいの広場：2,784千円

4 納付事務の対象施設

施設名	設置窓口	設置台数	住所
すこやか子育て交流館	3F 事務室	1台	鹿児島市与次郎1丁目10番17号
南部親子つどいの広場	1F 託児室	1台	鹿児島市西谷山1丁目3番2号
北部親子つどいの広場	1F 託児室	1台	鹿児島市吉野町3256番地1
西部親子つどいの広場	1F 託児室	1台	鹿児島市下伊敷1丁目10番3号
計		4台	

5 納付事務で取り扱うキャッシュレス決済

クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済手段」という。）の内、2種類以上のキャッシュレス決済手段と11種類以上の決済ブランドの取扱い又は取次ぎを行うものとする（交通系電子マネーは1種類としてカウントする）。なお、キャッシュレス決済手段・決済ブランドについては、施設利用者に配慮し、できるだけ多く使用できることが望ましい。

また、キャッシュレス決済手段の取扱いが2種類の場合についても、将来的に全て取り扱えるような拡張性を備えること。

以下にキャッシュレス決済手段ごとの決済ブランドの例を示す。

(1) クレジットカード

JCB、AMEX、DINERS、VISA、MasterCard

なお、取扱い可能なブランドが付された提案者以外の他社発行のクレジットカードの取扱いも可能であること。

(2) 電子マネー

交通系電子マネー（PiTaPa 除く9種類）、nanaco、WAON、楽天Edy、QUICPay、iD

(3) QRコード決済

PayPay、楽天Pay、d払い、メルペイ、auPAY、J-Coin Pay

6 納付事務の方法

(1) 受注者が、地方自治法第231条の2の3第1項の規定による鹿児島市の指定納付受託者となり、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払方式」とする。

(2) キャッシュレス決済による立替金については、各月に末日を締め日として集計し、翌月の末日（休日の場合は前営業日）までに、鹿児島市こども政策課を加盟店として登録後、加盟店に立替金を指定する口座に振り込むこと（上記以外の振込サイクル等があれば、提案によるものとする。ただし、入金は月1回が望ましい）。立替金は、クレジットカードの分割払い、リボルビング払いといった、納入義務者が選択する支払方法の種類を問わず一括での支払いとする。

(3) 5に掲げるキャッシュレス決済の全部又は一部について取次ぎを行う場合は、当該取次ぎ先に(2)の立替金を支払わせることができる。

(4) キャッシュレス決済による立替金を振り込む際の手数料は受注者の負担とすること。

(5) 各月のキャッシュレス決済による立替金について、加盟店ごとの内訳明細及び取扱手数料の明細を指定する期日までに鹿児島市へ報告すること。

7 納付事務に対する取扱手数料

(1) 鹿児島市は、毎月のキャッシュレス決済による立替金の実績に基づく取扱手数料を

受注者に支払うこととする。

- (2) 取扱手数料の額は、各月の立替金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (3) 取扱手数料率については、取扱種別（クレジットカード、電子マネー、QRコード決済）ごとに提案すること（税込・小数点以下第2位まで）。

8 キャッシュレス決済端末機

(1) 決済端末の仕様

- ① 取扱可能なキャッシュレス決済手段について決済に必要な機能をそろえていること（暗証番号入力用端子、非接触リーダライタ用端子、QRコード読取機等）。
- ② 光回線対応機種であること。
- ③ 有線（LANケーブル）接続可能であること。
- ④ 決済端末にPOS機能を搭載できること。

(2) 端末機の設置及び管理

端末機は有線接続とし、端末機及び端末機設置にかかる費用について見積もるものとする。

なお、端末機の故障時の保障、修理費用、付属品・ロール紙等の費用については受注者の負担とすること。

(3) 鹿児島市の費用負担について

次の費用は鹿児島市の負担とする。

- ① 回線の敷設に要する費用
- ② 回線の使用に要する費用
- ③ レジスターと連携する場合のレジスター側の設定費用

9 POS機能

- (1) 対象利用料の種類ごとの件数や利用決済ブランドごとの件数を日別かつ月別に把握できること。
- (2) 運用開始後にかかる費用について見積もること。

10 運用条件

- (1) 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策及び保証制度を有すること。
- (2) キャッシュレス決済の取扱い開始にあたり、事前に端末機の操作等について研修及び指導を行うこと。

障害発生時及び照会事項には遅滞なくこれに対応し、業務に支障がないようにすること。特に端末機の障害については、鹿児島市に障害対応拠点を設ける・代替機を用意する等、直ちに対応できる体制を整備すること。

- (3) キャッシュレス決済による支払いが可能であることを案内するためのアクセプトマークを受注者の負担により掲示すること。

1 1 その他の事項

- (1) 端末機の操作及びキャッシュレス決済申出の承認事務等、本業務に関わる事務の一部を第三者に委託することを承認すること。
- (2) 端末機の設置作業を行う際は、事前に対象施設と作業日時等を調整し、対象施設の繁忙時に作業を行わない等、十分に配慮すること。
- (3) 受注者は、本業務中に知り得た秘密を発注者の承諾なく、第三者に提供してはならない。詳細は別記「秘密情報等取扱特記事項」に準じるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、鹿児島市と受注者で協議の上決定する。

1 2 追加提案

仕様書に示した要件以外で、本市にとって特に有効と思われる提案があれば、記載すること。

なお、追加提案により費用が発生する場合は、提案書の「02 導入費用」の調達範囲外等欄にその旨及び費用を計上すること。

秘密情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、受注者が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 受注者が受領したとき、すでに受注者が正当に保持していた情報
- (2) 受注者が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 受注者が受領した後、発注者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 受注者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 受注者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 発注者が書面によって事前に承諾した情報

(個人情報)

第3条 個人情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものをいう。

(秘密情報等の権利の帰属)

第4条 受注者は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて発注者に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

- 2 受注者は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複製された有体物を含む。）は、発注者の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて発注者の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、受注者所有の記録媒体等の有体物に、本契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

(秘密情報等の取扱責任者)

第5条 受注者は、発注者から提供された資料等の使用及び保管に当たっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

ない。

(保有の制限等)

第7条 受注者は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第9条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第10条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者がやむを得ない事情があると判断し発注者が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第11条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を発注者の許可なしに発注者が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第12条 受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、発注者の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、発注者の指示に従い処分し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず発注者の要請があったとき。

(2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。

(4) その他発注者が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 受注者は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合であって、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約による業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第14条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって発注者の秘密情報等を管理し、

秘密情報等を保護するために、受注者自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第15条 発注者は、委託業務の処理状況を調査するため必要があるときは、受注者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第16条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、発注者に対し報告しなければならない。

2 受注者は、秘密情報等が記録された資料等に漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

(指示)

第17条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第18条 受注者は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、受注者は、発注者がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、発注者に通知するものとする。

(事故時の責任)

第19条 受注者の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて受注者が負担する。

2 前項の場合、受注者は、直ちに当該事故の詳細について発注者に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、受注者は、発注者からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(損害賠償)

第20条 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、受注者の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、発注者には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、発注者に損害を及ぼした場合には、発注者に対し、その損害一切を賠償するものとする。

(契約解除)

第21条 発注者は、受注者が本特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。